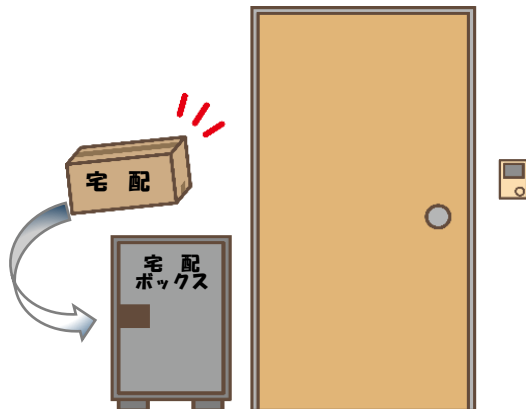


令和6年度 都留市宅配ボックス購入費補助金

物流の2024年問題の解決に向けて、宅配荷物の再配達削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減に寄与するとともに、市民の利便性の向上を図るため、宅配ボックスの設置費用の一部を助成します。

対象となる宅配ボックスの要件

- 令和6年7月10日以降に購入した宅配ボックス
- 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有しているもの
- 宅配荷物の受け取りを可能とした製品であること
(リース・レンタル品及び自作のものを除く)
- 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること



対象者・補助金額

対象者	戸建住宅・集合住宅の居住者	集合住宅の所有者・管理組合
対象者の要件	● 申請日において、本市の住民基本台帳に登録され、その住宅に居住する者 ● 市税等の滞納がないこと ※ 敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合は、所有者等から設置の同意が得られていること	● 本市の家屋課税台帳に登録されている、若しくは建築基準法に規定する検査済証を交付された市内にある集合住宅の所有者・管理組合 ● 市税等の滞納がないこと
補助金額	購入費用(税抜)×1/2(100円未満切捨て) 上限 10,000 円 ※1世帯につき、1台、1回限り	次のいずれか低い金額 ① 購入費用(税抜)×1/2(100円未満切捨て) ② 集合住宅の総戸数又は購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数×10,000円 ※1棟につき、1回限り

※ 宅配ボックス本体をクーポン又はポイントを利用して購入した場合は、クーポン又はポイント利用分は補助対象となりませんので、実際に支払った金額(税抜)で申請してください。

申請受付期間

令和7年1月6日(月)～令和7年2月28日(金)

令和7年3月中に購入した宅配ボックスは、補助金の対象になりません。

※ 本事業は県補助制度を活用しており、年度内に補助金交付を完了する必要があるため、申請受付後、支払いまでに必要な事務処理期間を考慮した受付期間としています。そのため、令和6年度分の申請期限は、令和7年2月28日までとなり、令和7年3月中に購入した宅配ボックスは補助対象になりません。

お問い合わせ 都留市役所 市民部 市民課 市民窓口担当
TEL 0554-43-1111(内線 115)

補助金交付の流れ

申請者

STEP 1

宅配ボックスの購入・設置

STEP 2

交付申請書兼請求書・
添付書類を提出



都留市

STEP 3

- ①申請書類の受理・審査
- ②交付決定通知書の送付
- ③補助金交付
(申請者名義の口座に振込)

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書兼請求書
- ☐ 領収書(宅配ボックスの購入金額、消費税額、購入日などがわかるもの)
- ☐ 宅配ボックスの設置後の状況が確認できる写真
- ☐ 宅配ボックスの仕様等が確認できる書類の写し
- ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる通帳の写し
- ☐ 固定資産税が未課税の集合住宅については、建築基準法に規定する検査済証の写し

※申請者の氏名・領収書の氏名・振込口座名義は同一である必要があります。

申請方法

交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、申請に必要な書類一式を市役所市民課に提出してください。

申請書は、市民課・各地域コミュニティセンターの窓口等で配布、HPからダウンロードできます。

窓口受付時間：8:30~17:15

注意事項

補助金の交付の対象は、宅配ボックス本体の購入費用のみになります。

付属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税は、補助の対象となりません。

詳細は、ホームページでご確認できます。

交付申請書兼請求書の様式はこちらからダウンロードできます。

